

答申第159号
令和2年7月30日

佐賀市長　秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長　村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、令和2年7月15日付け佐市環政第217号により諮問がありました「東よか干潟ビジターセンターへの東よか干潟ライブカメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び映像の配信に伴う外部提供について」は、審議の結果、諮問の内容を適當なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

- 1 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。